

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料については、集金人に保険料を支払ったことを記憶している。領収書は無いが、昭和 52 年の確定申告書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 44 年 4 月以降、申立期間を除き、60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付し、47 年 2 月からは付加保険料も併せて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が提出した昭和 52 年の確定申告書(控え)には、国民年金保険料を 3 万円納付した旨の記載が有り、これは申立人が当該年の定額保険料に付加保険料を含め納付した金額とおおむね一致することから、申立期間について付加保険料を含め納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金に昭和36年に加入した当初、国民年金保険料を納付していなかったが、37年ごろに、集金人が来て勧奨されたので、申立期間の保険料を夫の分と一緒に郵便局で納めたはずであるので、調査してほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の妻も申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和37年ごろ集金人に申立期間の国民年金保険料の納付を勧奨され、申立期間の保険料を郵便局で納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、A市においては、未納保険料が有った場合、納付書を発行して納付勧奨していたことが確認できることから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が平成 8 年 3 月に追納したはずである。保険料の納付については夫婦一緒に納付してきた。申立期間について、妻が追納しているのに私の分だけが追納されていないことに納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が平成 8 年 3 月に申請免除期間を追納したとしており、申立期間直後の昭和 62 年度の保険料については、平成 9 年 2 月 25 日に申立人及びその妻は、追納していることが確認できる上、申立人の妻については、申立期間の保険料を 8 年 3 月 8 日に追納していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても、夫婦一緒に追納したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの期間及び52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、義父が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、義父が集金人に納付してくれていたはずであり、未納とされているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月、申立期間②は6か月といずれも短期間であるとともに、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、その義父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の義父は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人夫婦が所持している国民年金手帳では、国民年金印紙検認記録欄に申立期間の保険料を現年度納付したことを示す検認印は無いものの、当時、37年4月に発出された厚生省（当時）の通達に基づき、市町村においても、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、申立人夫婦は、同年4月からの保険料を納付

していることが、申立人夫婦が所持している国民年金手帳で確認できることを踏まえると、この納付に併せ申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、特殊台帳の昭和 52 年度の摘要欄に納付の申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人の義父は、この納付書で申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間及び57年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで
② 昭和57年10月

私は、昭和55年4月から57年9月まで、申立期間①を除き、領収書を持っていたことから、納付済期間に訂正された。申立期間①についても、領収書は見付からないが、同様に3か月ごとに納付したはずである。

また、新たに、申立期間②の国民年金保険料を納付した領収書が出てきた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は1か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、オンライン記録において、当該申立期間を含む昭和55年4月から57年10月までの国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が申立期間①の前後の期間である55年4月から56年6月までの期間及び同年10月から57年9月までの期間の領収証書を所持していたことから、平成21年6月9日に納付記録の訂正が行われており、申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持していることから、納付済みであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの期間及び52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、父親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父親が集金人に納付してくれていたはずであり、未納とされているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月、申立期間②は6か月といずれも短期間であるとともに、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人夫婦が所持している国民年金手帳では、国民年金印紙検認記録欄に申立期間の保険料を現年度納付したことを示す検認印は無いものの、当時、37年4月に発出された厚生省（当時）の通達に基づき、市町村においても、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、申立人夫婦は、同年4月からの保険料を納付

していることが、申立人夫婦が所持している国民年金手帳で確認できることを踏まえると、この納付に併せ申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、特殊台帳の昭和 52 年度の摘要欄に納付の申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人の父親は、この納付書で申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで
申立期間の国民年金保険料については、6 か月分ずつ妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付していることが確認できる上、昭和 47 年 10 月から 60 歳になるまで付加保険料も併せて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、現年度保険料として納付が可能である上、37 年 4 月に発出された厚生省（当時）通達により、38 年 6 月までは、市町村において過年度保険料を収納することができることとされていた時期であることから、申立人は、納付が確認できる 36 年 10 月以降の保険料納付に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 1493 (事案 789 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在はB有限会社)における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月1日から45年8月1日まで
② 昭和45年8月1日から47年3月4日まで
③ 昭和47年3月5日から48年4月1日まで
④ 昭和49年8月27日から50年4月1日まで

申立期間①について、昭和44年9月から47年3月までA株式会社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が45年8月1日になっており、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、A株式会社の給与は、歩合制で20万円から28万円であったにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が大きく下回っている。

申立期間③については、昭和47年3月からC工場(現在はD株式会社)に勤務していたが、社会保険庁の記録では資格取得日が48年4月1日になっており、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④については、E工場には昭和50年3月末まで勤務していた

が、社会保険庁の記録では資格喪失日が 49 年 8 月 27 日になっており、申立期間④に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

これらの申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、前回の申立てにおいて、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から A 株式会社において勤務していたことは確認できるものの、A 株式会社の申立期間における事業主は既に亡くなっているほか、申立期間当時の資料が保管されておらず、申立てに係る事実が確認できないこと等を理由として、申立期間②については、申立人と前後して A 株式会社に入社している元同僚の標準報酬月額と比較しても、最も高い標準報酬月額で届け出られていること等を理由として、申立期間③については、C 工場が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の同事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和 48 年 4 月 1 日と記載されており、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出をしていたことが確認できること、申立人の具体的な勤務期間を記憶している同僚がいないこと等を理由として、申立期間④については、E 工場は既に廃業しており、申立期間当時の事業主に照会を行っても回答を得ることができず、申立てに係る事実について確認することはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っている。

申立期間①について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査時に事情聴取できなかった、A 株式会社において申立期間当時に社会保険事務を担当していた者に対し照会を行ったところ、同担当者は、厚生年金保険と雇用保険は通常は同時に加入していた旨の供述をしており、同担当者は当該事業所において雇用保険の被保険者資格を取得した翌日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、弟及び元同僚の 3 人 1 組で仕事をしており、この 2 人については自身より後に入社していたと供述しているが、オンライン記録では、申立人より以前に厚生年金保険の資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、雇用保険の加入が確認できる昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、45 年 8 月の申立人に係る A 株式会社における社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同事業所では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄していることから不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、雇用保険の加入記録が確認できなかった昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日までの期間については、申立期間当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険に加入させる場合には雇用保険と同時に加入させているが、本人の希望でどちらにも加入していない者もいた旨の供述をしている。

また、前回の調査時に照会を行わなかった同僚に照会を行ったが、申立人の勤務期間について供述を得ることができなかった。

申立期間②について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査時に照会を行わなかった A 株式会社における同僚 1 人及び照会をしても回答がなかった同僚 4 人に対し照会を行ったところ、2 人から回答があったが、当時の標準報酬月額について具体的には記憶しておらず、申立てに係る事実について確認できる供述を得ることはできない。

申立期間③について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査時に、照会を行わなかった C 工場における同僚 4 人及び照会をしても回答がなかった同僚 2 人に対し照会を行ったところ、2 人から回答があり、両者（両者とも昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得）の供述から申立人が申立期間当時、同事業所において勤務していたことは推認できるものの、申立期間において厚生年金保険料が控除されていた事実の有無について確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査時に、回答

を得ることができなかったE工場における申立期間当時の事業主に対し再び照会を行ったところ、同事業主の娘から回答があったが、同事業主は、体調不良のため回答することはできないほか、申立期間当時の資料は既に処分している旨の回答をしており、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、前回の調査時に、照会を行わなかった同僚5人及び照会をしても回答がなかった同僚3人に対し、照会を行ったところ、4人から回答があったが、申立人のことを具体的に記憶している者はおらず、申立てに係る事実について確認できる供述を得ることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①のうち昭和44年9月1日から45年4月1日までの期間、申立期間③及び申立期間④において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、株式会社CのD工場）における資格喪失日に係る記録を平成4年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和62年4月1日にA株式会社B工場に入社し、平成4年8月1日付で同事業所E工場に異動したが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を同年7月31日として届け出たため、同年7月分は厚生年金保険に未加入になっている。同事業所には継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社B工場が保管していた健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書及び同事業所における申立人に係る平成4年度賃金台帳・所得税源泉徴収簿から、申立人は継続して同社に勤務し（平成4年8月1日に同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間における標準報酬月額については、A株式会社B工場が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び「非

常時対策の申し入れ」事項に関する確認書、申立人が提出した平成4年度賃金台帳・所得税源泉徴収簿並びに同事業所に係る平成4年6月におけるオンライン記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、A株式会社B工場が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には資格喪失年月日は平成4年7月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年4月まで
未納となっていた国民年金保険料を納付するために、社会保険事務所(当時)に行き、夫婦二人分の申立期間の保険料として20万円強を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を社会保険事務所で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成4年7月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには現年度納付及び過年度納付によることとなるが、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、3年7月から4年3月までは「登載なし」、同年4月は「未納」とされており、オンライン記録とも一致する。

また、申立人夫婦が申立期間の国民保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年4月まで
未納となっていた国民年金保険料を納付するために、社会保険事務所(当時)に行き、夫婦二人分の申立期間の保険料として20万円強を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これはオンライン記録からも確認できる上、申立人の年金記録は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号で管理されており、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の被保険者資格は、平成9年3月10日に追加処理されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、A市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認できる。

なお、申立人は、平成3年5月に会社を退職後、健康保険の任意継続被保険者として、同年7月以降、任意継続の健康保険料を納付していることがオンライン記録で確認できることから、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの期間、44年1月から55年9月までの期間及び平成8年1月から11年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から同年12月まで
② 昭和44年1月から55年9月まで
③ 平成8年1月から11年10月まで

私は、申立期間①及び②については、昭和38年11月ごろに結婚し、そのころ、集金人に勧められ、国民年金に加入した。その際、さかのぼって25か月分(7,500円)を納付し、その後の保険料月額は300円で妻と2人で600円を毎月納付していた。

また、申立期間③については、納付書で区役所かA銀行B支店で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は納付しているので調査してほしい。

なお、名前について、C(D(読み仮名))を、E(読み仮名)と呼ばれていたことがある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和38年11月ごろ国民年金に加入し、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これはオンライン記録からも確認できる上、申立人の年金記録は、平成9年1月1日に導入された基礎年金番号で管理されており、申立内容とは符合しない。

なお、申立期間①について、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、集金人は過年度保険料を収納することはできず、申立期間②については、F市が昭和51年4月以降の国民年金被保険者の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストで「登載なし」とされており、申立期間③について、申立人は、平成10年*月*日に60歳となっていることから、保険料を納付するには、高齢任意加入することが必要であるが、その形跡も見当たらないなど、申立内容は不自然である。

また、申立期間①、②及び③について、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を「G（氏）E（名）」を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年8月までの期間、49年9月、同年10月から52年12月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び同年7月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年8月まで
② 昭和49年9月
③ 昭和49年10月から52年12月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで
⑤ 昭和59年1月から同年3月まで
⑥ 昭和59年7月から60年9月まで

私は、昭和63年10月末ごろに、現住所地へ家屋購入して引っ越すに当たり、A事業団（現在は、B独立行政法人）の年金住宅融資の申込みを行った際、国民年金の加入期間中に、国民年金保険料の未納が有ると融資が受けられないため、申立期間の保険料をすべて納付した。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業団の年金住宅融資の申込みを行った際、国民年金保険料に未納が有ると融資を受けることができないため、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、A事業団の「A事業団貸付業務方法書」によれば、「借入申込日の属する月前の直近の基準月（1月、4月、7月及び10月）の前月までに連続して24か月の保険料納付済期間が有ること。」とされており、申立人が所持する「保証委託契約書」（控え）の日付である昭和63年10

月3日時点では、61年7月以降に未納が無ければ、融資条件を充足することから、60年10月からの納付が確認できる申立人については、申立期間をさかのぼって納付する必要は無かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立人が所持する年金手帳においても、「初めて被保険者となった日」は昭和49年10月1日とされていることから、当該申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できず、申立期間③、④、⑤及び⑥は、上記の63年10月3日の時点では、既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで
昭和53年に国民年金に加入して以降、資格喪失することなく、申立期間の国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に国民年金に加入して以降、資格喪失することなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において、昭和58年5月8日に任意の国民年金被保険者資格を喪失し、再度、被保険者資格を取得したのは61年4月1日であることが記載されており、これはA市が国民年金の加入状況、国民年金保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から61年6月まで

会社を退職した昭和55年8月ごろ、妻が、A町役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、送付されて来た納付書で妻が自身の分と一緒に郵便局で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

なお、その資料として、昭和56年から62年までの確定申告書を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和55年8月ごろに、申立人の妻が、国民年金の加入手続を行い、送付されて来た納付書で自身の分と一緒に郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年12月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が当時居住していたA町が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和61年11月30日となっており、申立人が所持している年金手帳でも「初めて被保険者となった日」は同日となっていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が提出した昭和 56 年から 62 年までの確定申告書（控え）について、62 年の確定申告書には、二人分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できるものの、56 年から 60 年までの確定申告書には、一人分の付加保険料を含めた保険料額 12 か月分が、61 年の確定申告書には、一人分の付加保険料を含めた保険料額 7 か月分が記載されており、これは、付加保険料を含め保険料を納付していることが確認できる申立人の妻のみの保険料額と一致する。

加えて、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から52年12月まで

親に勧められて国民年金に加入した。申立期間について、社会保険事務所（当時）に納付記録の照会を行ったところ、昭和46年12月に国民年金の被保険者資格を取得したこととなっており、資格が有れば納付していたはずである。

申立期間当時、主として銀行の口座振替ですべて納付していたつもりであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立期間の国民年金保険料を主として銀行の口座振替により納付したと主張している。

しかしながら、A市では口座振替による国民年金保険料の納付は、昭和54年6月からであることが確認されていることから、申立人は申立期間の保険料を口座振替で納付することはできなかつたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、このうち、52年4月から同年12月までの保険料は、55年4月24日に、過年度納付していることが領収済通知書により確認できるが、過年度納付した時点で既に時効（2年）によ

り納付できない期間であったため、社会保険事務所では、55年8月4日に還付していることが特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間のうち、昭和46年12月から52年3月までの一部は、既に時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、12 か月ないし 18 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までのうち、12 か月
ないし 18 か月

私は、長女が小学校に在学しているころに、当時、居住していたA町から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、1年から1年6か月分の保険料をB農協で納付していたが、国籍を役場に連絡したところ、役場から納付書を返してほしいと言われ、残りの納付書を返却したことを覚えている。申立期間のうち、1年から1年6か月分の保険料を納付していたはずであり調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A町から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間のうち、1年から1年6か月分の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和 53 年 11 月 25 日に帰化し、その届出により同年 12 月 9 日に戸籍を編製していることから、申立期間は外国籍であったことが確認でき、国民年金の被保険者の国籍要件が撤廃されたのは 57 年 1 月からであることを踏まえると、申立期間当時は、申立人は国民年金に加入できなかった期間である。

また、申立人が所持する年金手帳において、「初めて被保険者となった日」は昭和 53 年 12 月 9 日との記載が有る上、A町の国民年金被保険者名簿でも、申立人の国民年金資格取得日は上記と同日であり、申立人が 20 歳となった 37 年*月から 53 年 11 月までは「カラ期間」と記載されており、こ

れらはオンライン記録及び特殊台帳とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで
亡くなった父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金に来た町内会長に納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の住所地であるA町（現在は、B市）で昭和48年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、被保険者資格の取得日は、昭和48年4月1日（新規・強制）と記載されており、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年1月5日から30年8月15日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和29年1月5日から30年8月15日までの19か月間について加入期間が空白になっていることが分かった。この期間は、A社又はB社に正社員として継続して勤務しており、未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとしているA社又はB社(法人格は不明)は、申立人が本社及び工場があったと述べているC市D区及び同市E区を管轄する法務局には事業所の法人登記の記録は無く、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が述べている当該事業所における業務内容から、関連業界団体であるF商工会議所、G協同組合、H協同組合等へ照会したが、A社又はB社の存在が確認できなかったため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、同僚等への調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 20 日まで
② 昭和 36 年 8 月 26 日から 43 年 12 月 30 日まで

昭和 35 年 4 月に弟と一緒に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社し、車掌として約 8 年間勤務したが、オンライン記録では、当該事業所に係る厚生年金保険の加入期間がわずか 5 か月しかないのは納得がいかないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 4 月に弟と一緒に A 株式会社に入社したと主張しているが、申立人の弟の中学校卒業年月は 36 年 3 月であり、弟は、「当該事業所における就職は、オンライン記録のとおりであり、姉も同じ時期に勤務した。」と供述している。

また、A 株式会社は既に解散しており、事業を継承している B 株式会社と照会したが、会社名が変更になり、当時の資料は無いため、すべては不明である旨の回答であり、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する事実を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は昭和 43 年 12 月まで A 株式会社勤務したと主張し、自分が退職した時点において弟はまだ同社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、弟の被保険者資格喪失年月日は昭和 40 年 5 月 16 日となっており、弟は自分が退職した日はオンライン記録と一致していると供述しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者に対して照会したが、申立人の勤務期間について明確な記憶を有する者は無く、そのうちの一人は「申立人はそんなに長く勤務していなかった。」と供述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和 36 年 3 月 21 日で、被保険者資格喪失年月日は同年 8 月 26 日と記載されており、オンライン記録と一致し、健康保険番号に欠番は無く、ほかに不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 16 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 28 年 3 月 A 市 B 区の C 中学校を卒業した時、学校からの就職紹介で A 市 B 区にあった D 株式会社に入社した。当時の応募者は複数名あり、履歴書に卒業見込みと記入し、同じ中学校から入社できたのは自分一人だった。同年 10 月末日まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険の加入記録に入っていないので、調査の上、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 株式会社勤務していた当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、人物が特定できず、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、D 株式会社へ照会したところ、「申立人の勤務実態は、確認できる関連資料及び周辺事情がないため不明」と回答していることから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できない。

さらに、申立人が当該事業所に就職をあっせんされたと述べている A 市立 C 中学校に照会したところ、「申立人は昭和 28 年 3 月に当中学校を卒業しているが、学校からの就職紹介で D 株式会社へ就職したかどうかは不明」との回答があり、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない。

加えて、D 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、当時D株式会社の関連会社であった株式会社Eに勤務していた複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 11 日まで有限会社Aで勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。私は、申立期間についても当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時有限会社Aに勤務していた同僚等の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記複数の同僚の回答においても、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認できない。

また、申立期間のうち昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの期間については、オンライン記録において有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、当該期間に勤務していた複数の同僚に照会しても、当該期間に従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、有限会社Aの当時の事業主は既に亡くなっており、後継事業所であるB株式会社も平成 16 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主に照会したが回答は得られず、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時健康保険証を所持しており、C市D区のE医院で受診していた旨供述しているが、当該医院は既に閉鎖され、当時の院長も既に亡くなっているため、当時の院長の親族に照会したが、申立期間当時のカルテ等の医療記録は保管されていないため、申立人の供述内容を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月から 41 年 7 月までA商店(現在は、株式会社B)の経営するガソリンスタンドで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、勤務した期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商店に勤務していた複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A商店は、昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる上、社会保険事務所(当時)は、「A商店は昭和 42 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用が承認されており、当時当該事業所は任意加入であったことから申立期間当時において当該事業所は、強制適用事業所ではなかった。」旨回答している。

また、後継会社である株式会社Bは「当社の法人設立は平成 5 年 9 月 3 日であり、それ以前は個人商店で、昭和 38 年当時は従業員が 4 人以下であると思われる。また、当時の社会保険の手続きの記録が当社には無い。」と回答している。

さらに、上記の元同僚は、「私は、昭和 38 年ごろからA商店で勤務を開始したが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し、その保険料の納付を続けた。当該商店は 42 年 4 月から厚生年金保険の適用事業所になったと思う。」旨回答している上、当該同僚についてはオンライン記録に

において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 42 年 3 月までの期間について、国民年金の現年度納付の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月1日から8年5月1日まで
② 平成8年5月1日から10年4月1日まで

有限会社A及びB有限会社に勤務し、両会社とも毎月の給与から厚生年金保険料、その他諸々を控除されていた。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C県D市にあった有限会社Aに運転手として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も無い。

また、申立人は当該事業所における代表者の氏名を記憶しておらず、同僚の名字のみ記憶していることから個人を特定できず、申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間②について、オンライン記録により、申立人の記憶するB有限会社における元同僚の被保険者記録が確認でき、当該同僚の供述からも、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の当時の事業主から、照会に対する回答が得られず、申立人の正確な勤務の状況等について確認することができない。

また、複数の元同僚が供述している入社日からオンライン記録上の厚生年金保険加入記録は一致せず、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に全員を加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所のオンライン記録において申立人の記録は確認できず、厚生年金保険の被保険者資格を持つ全 35 人の健康保険番号は連続しており、欠番もない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立期間①及び②について、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から63年4月1日まで

私は、昭和62年5月1日から平成3年4月1日までA市役所で社会教育指導員として勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険の加入期間は昭和63年4月1日から平成3年4月1日までとされている。毎年更新されていたことを示す辞令も所持しており、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する辞令から、申立人が申立期間において、A市役所で嘱託職員である社会教育指導員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A市役所に照会したところ、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が記憶している社会教育指導員であった元同僚を含め、複数の元同僚に照会したところ、このうち一人は、「昭和58年4月1日から勤務した。当初は厚生年金保険には加入していなかったが、63年4月1日から加入するようになった旨を正職員から告げられた。」と回答しているほか、他の複数の元同僚からも同様の回答が得られた。

さらに、B共済組合C支部に照会したところ、申立人は同共済組合の任意継続組合員資格を昭和61年4月1日に取得し、63年4月1日に喪失していることから、申立期間において、共済組合掛金を納付しながら、政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年7月1日から同年12月31日まで
(株式会社AのB営業所)
② 昭和21年12月31日から22年11月1日まで
(株式会社AのB営業所又はC株式会社D営業所)
③ 昭和22年11月1日から23年10月20日まで
(C株式会社D営業所)
④ 昭和23年10月20日から24年2月11日まで
(C株式会社D営業所又は株式会社E)
⑤ 昭和24年2月11日から36年10月1日まで
(株式会社E)

私は、昭和21年7月に株式会社AのB営業所に入社し、途中で事業所の名称や事業主が替わることがあったが、36年9月に株式会社Eを辞めるまで継続して勤務していた。申立期間②及び④について、厚生年金保険加入記録が空白になっているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間①、③及び⑤について、脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を受給した記憶がなく、支給決定日とされている昭和36年11月8日にはF市に住んでいたため、受け取れるはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び⑤について、申立期間に係る最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和36年11月8日に支給決定されており、申立期間に係る事業所を管轄するG社会保険事務所（当時）で裁定され、同日に、申立人が1年以内に管轄外の金融機関で脱退手当金を受給することができるよう国庫金送金通知書及び隔地用支払通知書を発送するなどの事務処理が行われ、当時の申立人の住所地の近くの金融機関で脱退手当金が受給されたと推認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36. 10. 12」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立期間当時の同僚が保管する社員旅行の写真及び供述から、期間は特定できないものの、申立人は、株式会社AのB営業所に継続して勤務していたと推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所では、昭和21年12月31日までに従業員全員の被保険者資格を喪失させていたことが確認できることから、申立人のみが引き続き被保険者資格を有していたとは考え難い上、申立期間において、当該事業所の複数の従業員に脱退手当金支給記録が有ることを踏まえると、被保険者資格喪失及び脱退手当金裁定請求の届出がなされているにもかかわらず、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、C株式会社D営業所及び関連会社であるH株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年11月1日であることから、申立期間当時、両社は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間④について、C株式会社D営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所では、昭和23年12月31日までに従業員全員の被保険者資格を喪失させていたことが確認できる。

また、C株式会社D営業所及び株式会社Eにおいて被保険者期間が有る同僚についてみると、申立人と同様、昭和23年10月20日に被保険者資格を喪失

し、24年2月11日に資格を取得している者がいることが確認できる。

さらに、株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年2月11日であることから、申立期間当時、当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、株式会社AのB営業所の事業を継承したH株式会社は、平成4年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間における当該事業所の状況や申立人の勤務実態について確認することができない上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 19 日から 33 年 8 月 1 日まで
申立期間について、社会保険事務所（当時）から脱退手当金は支給済みという回答をもらったが、私は請求した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34. 6. 22」が、記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 34 年 9 月 8 日に支給決定されており、当時は 20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月13日から同年9月1日まで
脱退手当金を支給されたとする時期は戦後間もなくであり、次の仕事を探していた。脱退手当金の請求を行っておらず、その制度も知らなかった。その後の厚生年金保険加入期間は記録が残っており、当該事業所のみ請求するとは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱手 8月 16円 20.11.16 法49.3」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日はオンライン記録に一致している。

また、申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和16年法律第60号(旧法)）第49条ノ3に基づく短期脱退手当金であり、受給要件は、被保険者期間が6月以上3年未満の者で戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小等により被保険者がその資格を喪失したときとされており、資格喪失日が申立人と同日である男性同僚17人中7人の被保険者台帳に短期脱退手当金の支給記録が有る上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 23 日から 40 年 4 月 17 日まで
A株式会社に勤めた期間の厚生年金保険について、脱退手当金が支給済みとされているが、私は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、当該事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に脱退手当金を受給していることが確認できる申立人を含む 12 人全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示が有ることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見受けられ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1506 (事案 315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月12日から20年11月20日まで

私は、A社に勤務し、同事業所内の東北側に在った男子寮に泊まっていた。その中にあった事務所で、年金手帳をもらった記憶がある。脱退手当金をもらったのであれば、印鑑を押していると思われるので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から脱退手当金の受給資格がある17人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給が確認できる7人について、資格喪失日の約7か月から13か月後に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii)このうち申立人を含む5人の支給決定日は申立人と同日であることを踏まえると、事務処理が適正に行われ、脱退手当金が支給されたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てを受けて、再調査したところ、B県C部D課には、厚生年金保険被保険者台帳が保管されており、申立人の同台帳にも脱退手当金を支給した旨の記載が有る。

また、申立人は、当時の事業所内の寮に居住していたことを記載して再申立てを行っているが、申立人自身が当該事業所に勤務していたこと自体に疑う余地が無く、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。